

別表 1 (第 4 条関係)

補助事業	事業内容	補助金の額	備 考
(1)結いの再生事業	地域住民が総参加を原則に、地域の構成員相互の親睦・互助を目的に実施する事業のほか、町外在住者に対する情報発信と交流を目的に実施する事業とする。ただし、補助金の交付はくずまき商品券による。	ア 基本補助額 当該経費の 1 人当たりの経費（ただし 1,000 円を上限とする。）に、参加者数及び右欄に掲げる世帯数に対する参加率にかかる補助率を乗じて得た額以内の額で、単独の場合 10 万円、連携の場合 20 万円を限度とする。なお、実施する事業が地域の伝統文化（郷土芸能・郷土料理）の継承を含む事業の場合に限り、右欄に掲げる世帯数に対する参加率にかかる補助率は地産地消等の場合の補助率を適用する。 イ ふるさと加算 当該自治組織及びコミュニティ組織の会員以外の者に対して事業の周知及び参加の呼びかけを行った場合、基本額（20,000 円）に、右欄に掲げる世帯数に対する参加率にかかる加算額を合算して得た額を加算する。ただし、加算額は基本補助額の範囲内とする。	【世帯数に対する参加率にかかる補助率】 ①参加率 30% 未満 30% （地産地消等の場合 35%） ②参加率 30% 以上 50% 未満 45% （地産地消等の場合 50%） ③参加率 50% 以上 70% 未満 60% （地産地消等の場合 65%） ④参加率 70% 以上 75% （地産地消等の場合 80%） 【世帯数に対する参加率にかかる加算額】 ①参加率 110% 未満 0 円 ②参加率 110% 以上 120% 未満 5,000 円 ③参加率 120% 以上 130% 未満 15,000 円 ④参加率 130% 以上 140% 未満 30,000 円 ⑤参加率 140% 以上 150% 未満 50,000 円 ⑥参加率 150% 以上 80,000 円
(2)協創のまちづくり事業	地域住民が自らを原則に、地域の構成員が自ら労力を提供し実施する事業とする。ただし、事業申請は原則隔年によるものとする。	ア 工事等の場合 右欄に掲げる対象経費により求めた経費の総額で、単独の場合 50 万円、連携の場合 70 万円を限度とする。 イ 新規備品購入の場合 1 件 30 万円以下の新規備品購入で、当該経費の 2 分の 1 に相当する額以内の額で単独の場合	【工事の場合の対象経費】 ①作業用機械（オペレーター付、燃料含み） 地域整備課の機械借上げ料及び資材単価の 1 賃借料単価を基に上限単価を設定 上記以外の作業用機械の場合は要協議 ②草刈機 地域整備課の機械借上げ料及び資材単価の

		合15万円、連携の場合30万円を限度とする。	1 賃借料単価を基に上限単価を設定 ③燃料費 実績額 ④原材料費 実績額 ⑤人件費(作業用車両オペレーターにかかる) 地域整備課の機械借上げ料及び資材単価の 3 労務費人件費の普通作業員を上限単価に設定 ⑥備品購入 実績額の2分の1 ⑦その他(要協議) 実績額 ※借上料が上記で定める金額を下回る場合は、下回った額を補助対象経費とする。 ※借上料の積算は、1日もしくは半日単位とする。
(3)つながるまちづくり推進事業	地域住民で考えるを原則に、持続可能な地域を形成するために地域力向上や地域外との交流促進を図り、地域の魅力を高めるために実施する事業のほか、持続可能な地域を次代につなぐために地域を担	ア 地域の魅力づくりの場合 対象経費の7割(ただし、連携の場合は、8割とする。)に相当する額以内の額で単独の場合40万円、連携の場合50万円を限度とする。 イ ひとの魅力づくり(人材育成)の場合 対象経費の8割に相当する額以内の額で単独の場合20万円、連携の場合30万円を限度とする。 ウ 持続可能な地域づくりの場合	

	う人材を育成し、ひとの魅力を高めるために実施する事業とする。	自治組織が自主的に行う地域力向上及び交流促進を目的とした活動に係るバスの借上げ等に要する経費の7割に相当する額以内の額で15万円を限度とする。	
(4)特認・基盤整備事業	公共施設等の修繕・改築等及び新規設備・備品等の購入などの事業とする。ただし、事業申請は3年に1度以内とする。	公共施設等の修繕・改築及び新規設備・備品等の購入などの経費で下記による。ただし、連携事業における限度額は、それぞれに定める額の1.5倍を限度とする。なお、複数の事業を併せて実施する場合は、限度額を250万円とする。 ア 集落道等 右欄に掲げる対象経費により求めた経費の総額で、右欄に掲げる上限額を限度とする。ただし、右欄に掲げる対象経費により求めた経費が50万円を超える協創のまちづくり事業の場合に限る。 イ 備品購入 当該経費の3分の2に相当する額以内の額で70万円を限度とする。ただし、1件10万円を超える備品又は耐用年数4年以上の備品とする。 ウ 老朽化による改築 基準面積50㎡以内、基準単価1㎡当たり10万円以内とし、当該経費の2分の1に相当する額以内の額で200万円を限度とする。 エ 老朽化による修繕 当該経費から10万円を控除した額の2分の	【集落道等整備の場合の対象経費】 ①作業用機械（オペレーター付、燃料含み） 地域整備課の機械借上げ料及び資材単価の1賃借料単価を基に上限単価を設定 上記以外の作業用機械の場合は要協議 ②草刈機 地域整備課の機械借上げ料及び資材単価の1賃借料単価を基に上限単価を設定 ③燃料費 実績額 ④原材料費 実績額 ⑤人件費（作業用車両オペレーターにかかる） 地域整備課の機械借上げ料及び資材単価の3労務費人件費の普通作業員を上限単価に設定 ⑥備品購入 実績額の2分の1 ⑦その他（要協議） 実績額 ※借上料が上記一覧で定める金額を下回る場合は、下回った額を補助対象経費とする。

		1 に相当する額以内の額で50万円を限度とする。 オ 自然災害による修繕 当該経費から10万円を控除した額の全額で50万円を限度とする。 カ 建物の増築等 基準面積25㎡以内、基準単価 1 ㎡当たり10万円以内とし、当該経費の 2 分の 1 に相当する額以内の額で100万円を限度とする。ただし、新築においては、基準面積50㎡以内、基準単価 1 ㎡当たり10万円以内とし、当該経費の 2 分の 1 に相当する額以内の額で200万円を限度とする。 キ 町道及び農道等 当該経費の 3 分の 1 に相当する額以内の額で50万円を限度とする。	※借上料の積算は、1 日もしくは半日単位とする。 【上限額】 ①総事業費100万円未満 上記の対象経費により求めた経費の総額で100万円を限度とする。 ②総事業費100万円以上300万円未満 上記の対象経費により求めた経費の総額から100万円を控除した額の 4 分の 3 に相当する額に100万円を合算した額とし、250万円を限度とする。 ③総事業費300万円以上 上記の対象経費により求めた経費の総額で250万円を限度とする。
--	--	---	--

別表 2 (第 4 条関係)

補助事業別の交付対象経費

項 目	①結いの再生事業	②協創のまちづくり事業	③つながるまちづくり推進事業	④特認・基盤整備事業	備 考 (丸数字は、事業名)
賃 金	対象外	△	△	対象外	特殊車両のオペレーター、バス運転手賃金は可。ただし、会員以外に依頼した場合に限る (②、③)
謝 礼	△	対象外	△	対象外	会員への謝礼は不可
旅 費 (費用弁償)	○	対象外	○	対象外	宿泊料については下記による ・講師の宿泊料は可 ・人材育成に係る研修等受講に係る宿泊料は可 (③)
消 耗 品 費 印 刷 費	○	対象外	○	対象外	
燃 料 費	○	△	○	対象外	機器・車両用に限る (②)
食 料 費 賄 材 料	○	対象外	○	対象外	
修 繕 料	対象外	△	△	対象外	借上物品等の修繕に限る
役 務 費 (手数料等)	対象外	○	○	対象外	
委 託 料	対象外	対象外	○	○	
使 用 料 賃 借 料	△	△	△	対象外	自治組織に限って地区センターの使用料は不可
工 事 請 負	対象外	対象外	対象外	○	
原 材 料	対象外	○	対象外	○	
備品購入費	対象外	○	○	○	1 件30万円以下の備品に限る (②、③)

※物品の調達については原則町内業者から調達すること。

※③つながるまちづくり推進事業 持続可能な地域づくりの場合の対象経費は「使用料・賃借料」、「燃料費」、「賃金」のみとする。

別表 3 (第 7 条関係)

提出書類及び提出期日

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	1 協創のまちづくり補助金交付申請書 2 その他町長が必要と認める書類	第 1 号	各 1 部	別に定める
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	1 協創のまちづくり補助金変更(中止・廃止)承認申請書 2 その他町長が必要と認める書類	第 2 号	各 1 部	変更(中止)の理由の生じた日から15日以内
規則第13条第 1 項の規定による書類	1 協創のまちづくり補助金交付請求書 2 その他町長が必要と認める書類	第 3 号	各 2 部	事業の完了から30日以内